

令和 3 年度

指定管理者監査報告書

(青梅市民斎場・青梅市火葬場)

青梅市監査委員

指定管理者監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

| 公の施設 | 指定管理者 | 所管部課 |
|------------------|------------------|--------|
| 青梅市民斎場 青梅市火葬場 | 富士建物管理・富士建設工業共同体 | 市民部市民課 |

3 監査の着眼点

監査に当たっては、指定管理者による公の施設の管理にかかる事業が適正かつ効率的に執行され、その目的に沿って行われているかを主眼とし、主に次の事項について監査を実施した。

(1) 指定管理者

- ア 施設の運営管理は、適切に行われているか。
- イ 事業の執行は、協定書等のおり実施されているか。
- ウ 施設利用者の満足度を向上するための努力は、なされているか。
- エ 会計処理は、適切に行われているか。
- オ 出納関係の諸帳簿の整備は、適切に行われているか。

(2) 所管部課

- ア 指定管理者を導入した目的および趣旨は、生かされているか。
- イ 指定管理者の指定は、関係法令等に従って適正・公平に行われているか。
- ウ 協定書の締結は、適正に行われているか。

- エ 指定管理者に対する指導監督は、適切に行われているか。
- オ 業務の履行確認は、事業報告書等により実施されているか。

4 監査の範囲

令和2年度に執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務

5 監査の期間

令和3年9月30日から令和3年12月24日まで

説明聴取 令和3年12月6日

6 監査の実施内容

指定管理者および所管課から提出された関係諸帳簿等の書類審査を行うとともに現地確認および関係職員からの説明聴取により、青梅市監査基準に準拠し監査を実施した。

第2 青梅市民斎場および青梅市火葬場の概要

1 施設概要（令和3年3月31日現在）

(1) 青梅市民斎場

- ア 所在地 長淵5丁目698番地の2
- イ 構造 鉄筋コンクリート造3階建て
- ウ 敷地面積 4,550.76平方メートル
- エ 延床面積 1,938.30平方メートル

(2) 青梅市火葬場

- ア 所在地 長淵5丁目743番地
- イ 構造 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建て
- ウ 敷地面積 6,656.42平方メートル
- エ 延床面積 2,127.91平方メートル
- オ 火葬炉設備 火葬炉4基、動物炉1基

2 開場時間または使用時間

(1) 青梅市民斎場 午前 8 時 3 0 分から午後 9 時まで
ただし、1 2 月 3 1 日にあつては午前 8 時 3 0 分
から午後 5 時まで

(2) 青梅市火葬場 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

3 休場日

(1) 青梅市民斎場 1 月 1 日から同月 3 日まで

(2) 青梅市火葬場 友引の日および 1 月 1 日から同月 3 日まで

4 使用の資格

(1) 青梅市民斎場

ア 青梅市民または青梅市墓地公園の使用許可を受けた者（以下「市民等」という。）が死亡した場合において、当該死亡した者の葬儀を行う者

イ 死亡時に市民等以外であった者の葬儀を行う者（死亡時に市民等以外であった者からみて配偶者および 2 親等内の親族である市民等）

ウ 青梅市長（以下「市長」という。）が特に必要と認めたとき

(2) 青梅市火葬場

使用承認を受けた者

5 使用料

(1) 青梅市民斎場

ア 斎場施設使用料 (単位：円)

| 区 分 | 単 位 | 使用料 |
|--------|--------------|--------|
| 第 1 式場 | 通夜または告別式 1 回 | 50,000 |
| 第 2 式場 | 通夜または告別式 1 回 | 40,000 |
| 第 3 式場 | 通夜または告別式 1 回 | 30,000 |
| 会席室 | 1 時間 | 1,500 |
| 霊安室 | 24 時間 | 2,000 |
| 湯かん室 | 1 時間 | 500 |

※ 会席室および湯かん室を使用する場合、1 時間に満たない使用部分は 1 時間とする。

※ 霊安室の超過使用料は 6 時間（6 時間に満たない使用部分は 6 時間とする。）につき 100 分の 25 に相当する額とする。

イ 祭壇使用料 (単位：円)

| 区 分 | 単 位 | 使用料 |
|--------|------------|--------------------|
| 仏式 | 第 1 式場 | 通夜または告別式 1 回 5,000 |
| | 第 2 式場 | 通夜または告別式 1 回 4,500 |
| | 第 3 式場 | 通夜または告別式 1 回 4,000 |
| 神式 | 第 1・2・3 式場 | 通夜または告別式 1 回 2,000 |
| キリスト教式 | 第 1・2 式場 | 通夜または告別式 1 回 1,500 |

(2) 青梅市火葬場

ア 死亡時に市民であった者は徴収しない。

イ 死亡時に市民でなかった者 (単位：円)

| 区 分 | 使 用 料 |
|-----------------|--------|
| 12 歳以上の者 | 80,000 |
| 12 歳未満の者 | 50,000 |
| 死産児（死胎を含む。） | 30,000 |
| 改葬による遺骨（1 回につき） | 30,000 |
| 身体の一部（1 回につき） | 30,000 |

※ 午前 8 時 30 分から午後 5 時までの時間以外の時間に火葬を行うときは、規定使用料に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

※ 身体の一部の火葬にかかる青梅市火葬場条例第 3 条の規定の適用については、その本人の住所によるものとする。

第 3 指定管理者

1 名称

富士建物管理・富士建設工業共同体

構成団体（代表者）

東京都立川市羽衣町三丁目8番11号

富士建物管理株式会社

構成団体

新潟県新潟市北区島見町3307番地16

富士建設工業株式会社

2 業務範囲

(1) 青梅市民斎場

ア 斎場の使用の許可に関する業務

イ 斎場の施設および設備の維持管理に関する業務

ウ その他市長が特に必要と認める業務

(2) 青梅市火葬場

ア 火葬に関する業務

イ 火葬場の施設および設備の維持管理に関する業務

ウ その他市長が特に必要と認める業務

3 選定方法

青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条
にもとづく公募による選定

4 指定管理期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）

5 職員体制（ローテーションによる勤務）

(1) 青梅市民斎場

責任者・副責任者3名、受付・祭壇組替え6名、夜間受付業務2
名、夜間管理業務2名、清掃業務3名

(2) 青梅市火葬場

責任者1名、火葬業務員4名、清掃業務4名

6 指定管理料（令和2年度）

（単位：円）

| 年度協定額 | | 執行額 | 主な管理経費の内容 |
|--------|-------------|-------------|---------------------------|
| 青梅市民斎場 | 46,872,764 | 46,872,764 | 管理運営費、光熱水費、施設・設備管理委託料 |
| 青梅市火葬場 | 68,558,414 | 68,558,414 | 管理運営費、光熱水費、燃料費、施設・設備管理委託料 |
| 合計 | 115,431,178 | 115,431,178 | |

7 事業等の運営状況

(1) 青梅市民斎場

ア 式場使用状況

（単位：回）

| 区分 | 通夜 | 告別式 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|
| 式場 | 316 | 473 | 789 |
| 第1式場 | 141 | 201 | 342 |
| 第2式場 | 173 | 270 | 443 |
| 第3式場 | 2 | 2 | 4 |
| 祭壇 | 316 | 473 | 789 |
| 仏式 | 227 | 344 | 571 |
| 神式 | 32 | 45 | 77 |
| キリスト教式 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 57 | 84 | 141 |

イ 会席室等使用状況

（単位：時間）

| 区分 | 会席室(1) | 会席室(2) | 会席室(3) | 会席室(5) | 霊安室 | 湯かん室 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 使用延べ時間 | 223 | 88 | 143 | 27 | 17,500 | 100 |

ウ 使用許可人数 473人

エ 開場日数 362日

オ 使用料 40,123,500円

※ 指定管理者が使用者から徴収して市へ納入

(2) 青梅市火葬場

ア 使用状況

(単位：件)

| 区分 | 青梅市 | 青梅市以外 | | | | | 合計 |
|----|-------|-------|-------|------|-----|-----|-------|
| | | 奥多摩町 | あきる野市 | 日の出町 | その他 | 小計 | |
| 件数 | 1,661 | 1 | 7 | 1 | 180 | 189 | 1,850 |

イ 開場日数 300 日

ウ 使用料 14,730,000 円

※ 使用者が市へ納入

第4 監査の結果

青梅市民斎場および青梅市火葬場の指定管理者である富士建物管理・富士建設工業共同体（以下「共同体」という。）および所管課である市民課から提出された関係書類について、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査を実施し、関係職員からの説明聴取と青梅市民斎場および青梅市火葬場の現地調査により監査した限りにおいて、指定管理者による公の施設の管理にかかる事務の執行については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、一部において、改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に述べる要望事項等について検討されたい。

第5 要望事項等

青梅市民斎場および青梅市火葬場については、民間事業者の技術および経営ノウハウを活用し、効率的な運営と経費削減等を図ることを目的に、平成26年度から指定管理者制度を導入している。

共同体は、公募による選定により導入当初から受託しており、令和元年度に再度選定され現在に至っている。

また、青梅市民斎場は富士建物管理株式会社が、青梅市火葬場は富士建設工業株式会社が施設の運営に携わっており、専門知識と技術を生か

し、安心、安全に利用できる環境を整備するとともに、利用者の意見を反映させた施設運営により、利用者に寄り添ったきめ細やかな対応を図っている。今後も、共同体において適正かつ円滑な管理と効率的な運営がされ、更なるサービスの向上が図られることを期待する。

なお、個別の要望事項等については、以下のとおりである。

(1) 共同体に関する事項

ア 運営にかかる経理について

指定管理者の経理については、募集要領において「団体の現在の会計とは別に専用の会計を設け」ることや「団体自体の口座とは別の口座で管理」とある。また、基本協定書第30条では、「本業務にかかる経理とその他の業務にかかる経理とを区分して整理しなければならない」、「管理業務の会計に関する帳簿および書類等を整備して、常に経理状況を明らかにしておく」とあるが、実際には専用口座では管理されておらず、一部、出納簿などの帳簿類が整備されていなかった。

今後は、基本協定書等にもとづき、適切な経理に努められたい。

イ 月報について

月報の作成および提出については、基本協定書第25条で、施設利用者数、管理経費の支出実績等、実施した業務の内容および実績などを記載し提出することと規定されている。これにより月報を提出しているが、経理の状況については、光熱水費と燃料費の報告のみとなっていた。また、保守点検の報告書についても添付されていないものが見受けられた。

月報には、毎月の経理状況を添付するとともに、保守点検の報告書も遺漏なく添付されたい。

ウ 管理運営について

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、今までにない対応に苦慮されながらも、施設環境の整備とともに、

消毒と換気を徹底するなど感染防止対策を講じて、遺族の最後のお別れという行為が厳粛に執り行われている。

また、低燃費火葬で運行することで燃料消費を前年度比 5.7% 低減したほか、従業員の教育では、接遇研修や個人情報保護研修等を実施するとともに、朝礼、終礼等で情報共有を図りトラブル防止に役立てている。その結果、令和 2 年度においてトラブルはなかったとのことである。

今後も、利用者が快適、清潔、安全に利用できるよう施設の管理に努めるとともに、専門知識と業務経験を生かしたサービスの提供を続けられたい。

(2) 市民課に関する事項

ア 管理経費について

共同体へ支払っている管理経費は、年度協定書により毎年度決定している。その積算には共同体から提示された見積額にもとづき、過去の実績や今後の単価の変動予測をもとに協議して決定しているとのことである。

人件費については、斎場業務は法定福利費、賞与、交通費、一般管理費等を含んだ「時給」が積算根拠となっており、火葬業務は総額のみが表示であった。民間給与実態調査の結果などから妥当性のある根拠を確認し、内訳を精査した上で決定されたい。

また、光熱水費と燃料費を合わせると、決算額が予算額より 450 万円余下回っており、その差額は共同体の一般管理費として計上されているが、実際には支出されていない費用である。この差額分は、基本協定書および年度協定書においては返還にかかる規定がないため、返還を求めたことはないとのことであった。

指定管理者制度の導入目的には、業務の効率化のほかに経費節減もあることから、今後は、光熱水費などの変動に幅がある経費については、年度ごとに精算することや、管理経費から切り離し市が直

接支払うなど、適正な経費の支出となるよう共同体と協議されたい。

イ 通信運搬費について

通信運搬費内のインターネット接続料については、共同体所有のパソコンにおけるインターネット接続料であり、見積書、報告書の原案、修繕箇所や施設の異常箇所の写真等を担当課と送受信するために、月に1、2回使用しているとのことである。また、その料金は従業員個人名義のクレジットカードで支払われている。

共同体所有のパソコンのインターネット接続料を市で負担する必要性、支払方法、費用負担等について改めて共同体と協議されたい。

ウ 事務処理について

令和2年度の指定管理に関する事務処理において、再委託承認願が提出されていたが、承認に関する処理が行われていなかった。また、月報に収受印や決裁がないものや、保守点検報告書の添付がないものが見受けられた。

収受文書処理については、当該文書の処理経過を記録する役割を担っていることから、収受文書の取扱いおよび処理については、青梅市公文書管理規程を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

また、年度終了後に提出される事業報告書には、収支報告書が添付されているが、領収書等との突合は行っておらず、人件費についても内訳の確認は行われていなかった。適正な支出の裏付けとして確認を徹底されたい。